

第4次多摩市 女と男がともに 生きる行動計画

～ジェンダー平等と多様な性と生を尊重する社会の実現に向けて～

令和3年(2021年)～令和12年(2030年)

はじめに

すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することは、わたしたちが取り組むべき最も重要な課題の一つです。

本市では、昭和61年に「多摩市婦人行動計画」を策定以来、平成6年に「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に名称を変更し、時代に合わせて計画を更新してきました。

平成26年1月には、市民参画のもと「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を制定し、当時としては先進的に「性的指向」及び「性自認」の用語を定義し、また、差別を禁止したほか、市の男女平等参画社会の実現に向けて市・市民・事業者の責務や市が取り組む施策などを定め、これまで推進してきました。

しかしながら、社会の中での固定的な性別役割分担や、性差、ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や慣行は依然として根強く残っています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の長期化は、企業活動や日常生活に急激な変化をもたらしました。特に、女性の非正規労働者比率の高い対人サービス業の雇用が大きな影響を受けたほか、生活困窮や配偶者暴力（DV）の深刻化等も招きました。一方で、在宅勤務などのテレワークやデジタル化が普及したことで、柔軟で多様な働き方が今後定着していくことが期待され、男性の家事や子育て・介護の参画等を見直す好機とも捉えることができます。令和元年12月には、多摩市が全国の自治体で初めて世界男女平等ランキング第1位であるアイスランド共和国のホストタウンとして登録されました。これを契機として、世界の先進的な事例や効果的な施策を積極的に学び、市の男女平等参画推進に向けた取組に反映していきたいと考えます。

本計画を着実に推進するためには、行政はもちろん、市民・事業者・関係機関等の皆さんとこれまで以上に連携・協働を進めていくことが不可欠と考えております。

さいごに、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の策定にあたり貴重なご意見をくださった多摩市男女平等参画推進審議会委員の皆様をはじめ、本計画の基本目標を検討した市民ワークショップにご参加いただいた方、計画素案へのパブリックコメント等を通してご意見をくださった多くの市民の皆様に感謝申し上げます。


今後とも市の取組に対するより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。




令和3（2021）年4月
多摩市長 阿部裕行

第4章 資料 91

- 1 策定経過（推進会議・審議会等） 93
- 2 多摩市男女平等参画推進審議会 名簿 94
- 3 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議 名簿 94
- 4 関連用語 95
- 5 世界の動き、日本の動き、多摩市の動き 98
- 6 多摩市女と男の平等参画を推進する条例 103
- 7 TAMA女性センター条例 107
- 8 男女共同参画社会基本法 110
- 9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 114
- 10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 123
- 11 SDGs（17の目標） 132

 = 重点取組

 = 新規事業

*P95 = *P95～97の「関連用語」に掲載している単語

